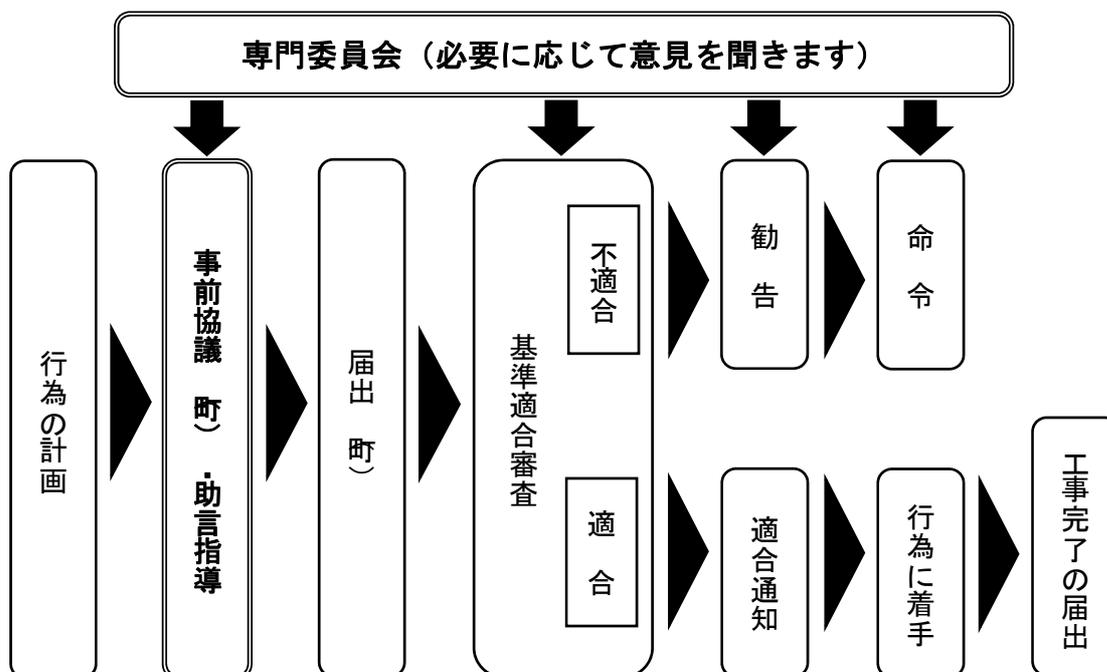


景観法に基づく届出に関する事前協議制度について

1. 事前協議の流れ

景観上重要な地域において、一定規模以上の建築物については、景観法に基づく届出をする前に事前協議を行う必要があります。



2. 事前協議の対象地域・行為

事前協議の対象となる行為は、届出対象となるかを確認してください。ただし、対象となるのは建築物のみです。届出対象行為となる場合は、景観計画区域内では景観形成基準に基づき計画してください。

対象地域	対象行為
特定景観形成地域（大辺路）	高さ13mを超える建築物、又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更
国指定名勝、重要伝統的建造物群保存地区の区域から100m以内 （円月島（高嶋）、千畳敷・三段壁）	

3. 事前協議の開始時期・提出書類

事前協議の対象となる地域で、建築物にかかる景観法に基づく届出対象行為を行う場合、届出より前に事前協議書を提出してください。（提出2部：正1部、副1部）

届出に際し、必要となる書類は以下のとおりです。

〈届出に添付する書類〉

- (1) 敷地の位置および敷地周辺の状況が分かる図面（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 敷地および敷地周辺の状況が分かる写真（周辺状況、背後景観の見取れるもの）
- (3) 敷地内における建築物（工作物）の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- (4) 建築物の彩色をした二面以上の立面図（縮尺50分の1以上）

※ 色彩のマンセル値を記入してください。

4. 事前協議の終了

事前協議書が届き次第、行為の内容が景観形成基準に適合しているかどうかの確認を行います。基準に適合している場合は、事前協議書の完了確認欄に事前協議が完了したことを記入し、副本を返却します。

事前協議書が完了した協議書を添付して、景観法に基づく届出を行うことで、届出時に一部書類を省略することができます。

なお、景観形成基準に適合していないと判断した場合には、事前協議を継続し、内容について助言指導を行います。

5. 問い合わせ先

白浜町役場 建設課 都市計画係

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

TEL : 0739-43-6589 FAX : 0739-43-5588

メール : kensetsu@town.shirahama.lg.jp